

平成27年3月相模原市教育委員会臨時会

日 時 平成27年3月27日(金曜日)午後2時30分から午後3時28分まで

場 所 相模原市役所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第23号) 博物館の登録等に関する規則について(生涯学習部)

日程第 2 (議案第24号) 相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部
を改正する規則について(教育総務室)

日程第 3 (議案第25号) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の
推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う
関係規則の整備等に関する規則について(生涯学習
部・総合学習センター)

日程第 4 (議案第26号) 相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会規則の一部を
改正する規則について(教育環境部)

日程第 5 (議案第27号) 相模原市就学指導委員会規則の一部を改正する規則につ
いて(学校教育部)

日程第 6 (議案第28号) 相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事について
(教育環境部)

日程第 7 (議案第29号) 相模原市立公民館長の人事について(生涯学習部)

日程第 8 (議案第30号) 相模原市スポーツ推進委員の人事について
(生涯学習部)

4. 閉 会

出席委員(5名)

委 員 長 永 井 博

委員長職務代理者 大 山 宜 秀

教 育 長 岡 本 実

委員 田中 美奈子
委員 福田 須美子

説明のため出席した者

教育局長	小野澤 敦 夫	教育環境部長	大 貫 守
学校教育部長	土 肥 正 高	生涯学習部長	小 山 秋 彦
教育局参事兼 教育総務室長	鈴 木 英 之	教育総務室 担当課長	杉 山 吏 一
教育総務室 総括副主幹	岡 本 達 彦	教育総務室主任	田 村 雄 一
学務課長	馬 場 博 文	学校保健課長	萩 原 康 秋
学校保健課 総括副主幹	木 上 広 規	学校教育課長	西 山 俊 彦
学校教育課 担当課長	齋 藤 嘉 一	教職員課長	二 宮 昭 夫
生涯学習部参事兼 生涯学習課長	小 森 豊	生涯学習課 担当課長	島 田 欣 一
生涯学習部参事兼 文化財保護課長	小 俣 明 宏	文化財保護課 担当課長	鈴 木 敏 男
スポーツ課長	菊地原 央	スポーツ課 総括副主幹	江 濱 信
スポーツ課 総括副主幹	高 林 正 樹		

事務局職員出席者

教育総務室主査 萩生田 成 光 教育総務室主任 秋 山 雄一郎

開 会

永井委員長 ただいまから相模原市教育委員会 3 月臨時会を開会いたします。

本日の出席委員は 5 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名委員に、私、永井と福田委員を指名いたします。

はじめにお諮りいたします。本日の会議を公開の会議とすることで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それでは、本日の会議は公開といたします。

傍聴人の方は、お入りいただいて結構です。

(傍聴人入場)

博物館の登録等に関する規則について

永井委員長 これより日程に入ります。

日程 1、議案第 2 3 号、博物館の登録等に関する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山生涯学習部長 議案第 2 3 号、博物館の登録等に関する規則についてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、博物館法の改正によりまして、これまで都道府県が行っておりました指定都市の区域内に所在する博物館又は博物館に相当する施設の登録又は指定に関する事務を当該指定都市の教育委員会が行うものとされたことに伴いまして、所要の定めをいたしたく提案するものでございます。

議案第 2 3 号参考資料 、 3 番の博物館の登録・指定制度についてご覧いただきたいと存じます。

博物館の登録制度につきましては、学芸員の配置や資料の保管など、博物館として必要な条件を備えた博物館の設置を振興する制度でございまして、一定の要件を満たし登録をされた博物館は、国庫補助金の交付や税制上の優遇措置などを受けることができる制度でございまして。また、これに準じた施設といたしまして、博物館の事業に類する事業を行い、かつ一定の要件を満たす施設を博物館に相当する施設として指定する指定制度がござい

す。

今後、新たに博物館等を設置し、登録又は指定を受けようとする場合には、今回制定をいたします規則に基づきまして、登録・指定の事務を相模原市教育委員会が行うことになるものでございます。

参考資料 の裏面をご覧くださいと思います。

5番になりますが、こちらが博物館の制度的分類と設置数ということでございます。

まず、上段が登録博物館、設置主体は、こちらの場合ですと地方公共団体になるものでございます。設置要件としましては、館長、学芸員は必置ということになってございます。登録又は指定する機関としては指定都市教育委員会、こちらは全国で913館、登録をされているというところでございます。

その下になりますが、博物館相当施設ということでございます。こちらにつきましては、設置主体の制限はございません。設置要件といたしましては、学芸員に相当する職員は必置、また、登録・指定する機関は指定都市教育委員会、館数にしましては全国で349館でございます。

次に、6の相模原市内の博物館でございますが、市内には登録博物館といたしまして、相模原市立博物館がございます。また、相当施設には、女子美術大学美術館女子美アートミュージアムがございます。

次に、規則の内容についてご説明を申し上げます。

大変恐れ入ります、議案にお戻りいただきたいと存じます。

第1条につきましては、趣旨を記載してございます。

第2条から第3条までは、登録の申請を行う際の提出書類、審査方法、登録した旨の通知等を規定しております。審査につきましては、実地調査、又は学識経験者や専門機関の意見を聴くものとしてございます。

第4条は、登録事項等の変更があった場合の手續について規定をしてございます。

第5条は、登録要件を欠くに至った場合など、登録の取り消しを行う際の手續を規定してございます。

第6条でございますが、登録博物館を廃止した際の手續の規定でございます。

次に、第7条から第10条は、博物館に相当する施設の指定の申請手續、審査、指定要件欠如の際の手續、指定の取り消しなどを規定してございます。なお、指定の審査につきましても、登録と同様に、実地調査、又は学識経験者や専門機関の意見を聴くものとして

おるものでございます。

第11条は、登録を行った際の公示について規定をし、第12条は、提出書類等の様式を別途要綱として定めることを規定しているものでございます。

登録及び指定の審査に当たりましては、一定の審査基準に基づいて行う必要がございますので、本規則の制定に合わせ別途基準を定める予定でございます。

お配りしているものの中に、参考資料がございますが、こちらの方は、市内の登録博物館・相当施設、また、類似施設ということで、こちらで把握しているものを一覽で記載してございますので、後ほどお目通しをしていただければと思います。

以上で、議案第23号、博物館の登録等に関する規則についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

田中委員 指定の審査のときに、実地の調査を行い、学識経験者若しくは専門機関の意見を聴くものとなっておりますが、これは特に調査委員会とかそういうものを立ち上げるのではなくて、ここにそういう専門の方に相対してご意見をいただくということなのでしょうか。

小俣文化財保護課長 今、ご質問いただきました、審査の関係でございます。基本的には、実地調査が中心になると思います。その中で、不明な事項、例えば、博物学的にどうなのだろうというような疑義が生じた場合には専門家のご意見を聴くとか、そういう形でございますので、何か組織をつくっておくというよりも、そういう専門の方の知識を生かして、聴かせていただいて審査に当たるということでございます。

田中委員 参考資料として、登録博物館・相当施設・類似施設というものがあります。こちらについては、一回定められたら、何か事欠いたときには取り消しを行うということがありますが、そういうものの審査というのは、こちらの方で何年かに一度あるのでしょうか。

小俣文化財保護課長 一度登録・指定をされた館のことでございますが、基本的には、変更があった場合には変更届を毎年出してもらいます。例えば、収蔵目録が変わった場合とかも出してくださいということで、この規則に定めさせていただきまして、その内容を審査しながら、基準に満たなくなった場合は、このままですと廃止をしなければいけませんとか、そういう交渉をしながらということになると思います。

田中委員 わかりました。

永井委員長 ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、これより採決を行います。

議案第23号、博物館の登録等に関する規則についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第23号は可決されました。

相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について
永井委員長 次に、日程2、議案第24号、相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鈴木教育総務室長 議案第24号、相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則につきましてご説明を申し上げます。

この規則につきましては、教育委員会事務局の組織の構成、それから事務分掌を定めたものでございますが、議案の裏面をご覧ください。

提案の理由でございますが、本議案は、相模原市立小中学校の望ましい学校規模のあり方検討委員会の設置に伴う改正、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第4次一括法の改正による関係法律の改正に伴う改正及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う改正その他所要の改正をいたしたく提案するものでございます。

改正の内容についてでございますが、議案第24号関係資料1ページをご覧くださいと存じます。

こちらは、改正する規則の新旧対照表でございます。

第4条は、教育委員会事務局各課の分掌事務を規定しておりますが、学務課の分掌事務に相模原市立小中学校の望ましい学校規模のあり方検討委員会を附属機関として設置することに伴い、当該検討委員会に関することを追加するものでございます。

また、第4次一括法の改正でございますが、3ページをご覧くださいと存じます。

市町村立学校職員給与負担法、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に

関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教職員課の分掌事務に県費負担教職員の給与等の負担及び定数の決定並びに市立小中学校の学級編制の基準の決定に係る事務及び権限の移譲に関することを追加するものでございます。

同じく、第4次一括法の改正でございますが、4ページをご覧いただきたいと存じます。

博物館法の改正に伴い、文化財保護課の分掌事務に博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関することを追加するものでございます。

次に、5ページの第19条をご覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育長が欠けたときはあらかじめ指定した教育委員がその職務を行うこととなるため、教育局長を教育長職務代理として規定した第19条中、教育長が欠けたときを削除するものでございます。

また、その他の所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日でございますが、平成27年4月1日とし、第4条の学務課の分掌事務の改正規定に限っては、平成27年7月1日とするものでございます。

以上で、議案第24号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

福田委員 多くのものは、新しく加わったことによって、これに組み込むというような形であろうかと思うのですが、生涯学習課のところの社会教育委員会議に関することという(5)のところなのですが、これについてはどういう経緯があったのか、ちょっとご説明をお願いしたいと思うのですが。

鈴木教育総務室長 ここにつきましては、附属機関に関する事務の追加ということで、法律または他の条例等に定めがあるものにつきましては、それぞれ明確に組織された機関であることから、それぞれ附属機関を所管する課の分掌事務に全て規定するというところでございます。先ほどご説明はいたしませんでした。生涯学習課の社会教育委員会議ですとか、あるいは2ページにございます学校教育課の9号、10号、子どものいじめに関する審議会または調査委員会、こういったものについても所要の規定をさせていただいております。

福田委員 この方が、私は望ましいと思いますけれども。

田中委員 2ページのところの学校教育課の(8)のところなのですが、現行では

人権教育、福祉教育、国際教育等と分かれていたのが、人権・福祉教育と1つにまとめたという、そこには何か意味があるのでしょうか。

鈴木教育総務室長 ここに特別に意図があるわけではございませんが、字句の整理ということで、教育というのが重なっていることもありまして、国際教育とは明確に分かれるので、1つにまとめさせていただきました。

田中委員 わかりました。

永井委員長 ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、これより採決を行います。

議案第24号、相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第24号は可決されました。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則について

永井委員長 次に、日程3、議案第25号、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山生涯学習部長 議案第25号、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則につきましてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴いまして、関係規則の整備その他所要の改正をいたしたく提案するものでございます。

主な改正内容につきましては、同法の条項及び用語を引用する教育委員会規則に規定されております施設の使用料又は利用料金の減額又は免除を申請できる者として、幼保連携型認定こども園を加えるほか、各規則中の「減免」の表記を「減額又は免除」の表記に改める等、所要の改正をいたすものでございます。

本議案で改正する規則につきましては、第1条、相模原市体育館に関する条例施行規則、第2条、相模原市立総合体育館条例施行規則、第3条、相模原市立学校屋外運動場照明設備使用料条例施行規則、第4条、相模原市立博物館条例施行規則、第5条、相模原市立総合水泳場条例施行規則、第6条、相模原市立総合学習センター条例施行規則、第7条、相模原市立小学校及び中学校体育施設使用料条例施行規則、第8条、相模原市立グラウンド等体育施設に関する条例施行規則、第9条、相模原市立津久井生涯学習センター条例施行規則、第10条、相模原市立相模原球場条例施行規則の10の規則でございます。

なお、この規則は平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第25号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いします。

田中委員 確認ですけれども、幼保連携型認定こども園が他の市内の幼稚園や保育園などと同じように施設を利用できるときのことが書かれていて、それを足したと考えてよろしいのですよね。

菊地原スポーツ課長 まさしくそのとおりでございます。今回の法律改正に伴いまして、幼保連携型認定こども園が正式に法律に位置付けられましたので、所要の改正をいたすものでございます。

田中委員 語彙に関してなのですけれども、第1条のところで、「定める」のところに「ものとする」を加えるとなっているのですが、全体に見るとそうではない部分もあるのですけれども、「ものとする」ということを入れることによって、何かあるのでしょうか。

菊地原スポーツ課長 何か変わるということではなくて、市の条文の作り方が基本にあるわけでございますけれども、今回、この規則の改正に伴って、条文の整理上、このような形に表現を改めさせていただいたというものでございます。

田中委員 これは専門の方がきちんと見ていただいていると思うので、間違いはないと思うのですが、近年、こういう言い回しの仕方をするという傾向にある、そういうふうに捉えてよろしいのでしょうか。

大貫教育環境部長 この規則は昭和41年制定の古い規則ですので、多分当時は定めると言い切ったと思うのですけれども、本来、趣旨の規定の場合は、基本的には何々するもの

とするという、それが基本的な考え方なので、そういうものを規則が改正のときに随時直していくということでございます。

田中委員 そういうことなのですね。わかりました。

永井委員長 ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、これより採決を行います。

議案第25号、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第25号は可決されました。

ここで職員の入替えをしてください。休憩はとりません。お願いします。

(職員入れ替え)

相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会規則の一部を改正する規則について

永井委員長 次に、日程4、議案第26号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大貫教育環境部長 議案第26号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会規則の一部を改正する規則についてご説明を申し上げます。

本議案は、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会の委員の範囲に市立認定こども園の園長を加える改正その他所要の改正をいたしたく提案するものでございます。

相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会規則の改正の概要についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、関係資料をご覧いただきたいと存じます。

新旧対照表の改正案の欄でございますが、第2条第3号に市立認定こども園の園長を加え、あわせまして、第2号の保護者についての規定を明確にするほか、語句の整理等を行うものでございます。

以上で、議案第26号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会規則の一部を改正する規則についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お

願ひ申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

永井委員長 なければ、これより採決を行います。

議案第26号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第26号は可決されました。

相模原市就学指導委員会規則の一部を改正する規則について

永井委員長 次に、日程5、議案第27号、相模原市就学指導委員会規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土肥学校教育部長 議案第27号、相模原市就学指導委員会規則の一部を改正する規則についてご説明を申し上げます。

相模原市就学指導委員会の委員として委嘱し、または任命する者の範囲に児童及び生徒の発達及び心理に関し知識経験のある者及び幼保連携型認定こども園の長を加える改正をいたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第7号の規定により、ご提案するものでございます。

具体的な内容につきまして、学校教育課長から説明をさせていただきます。

西山学校教育課長 それでは、新旧対照表を使いまして、改正の内容をご説明したく存じます。

恐れ入りますが、議案書をおめくりいたしまして、新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

今回の改正は、改正案欄にございます第2条の第2号と第5号に掲げられている委員の追加についてでございます。

第2号の児童及び生徒の発達及び心理に関し知識経験のある者につきましては、就学指導委員会で幼児・児童・生徒の就学先について審議を進める際、発達障害をはじめとして、子どもたち一人ひとりの状態や教育的ニーズが多様化していることから、発達や心理に関

して知識経験のある者を委員とする必要が生じたため、委員として追加したいと考えております。

次に、第5号の幼稚園、幼保連携型認定こども園及び保育所の長につきましては、平成27年度、市内に幼保連携型認定こども園が開園することから、委員として追加したいと考えております。

以上、議案第27号についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いしたいと存じます。

大山委員 規則の新旧対照表の中で、(2)の児童生徒の発達及び心理に関して知識経験のある者をということが追加されたわけですが、現状の規則の中ではないわけですね。いないから、規則を改正次第、新たに委員を選ぶということになるわけですね。

西山学校教育課長 今、大山委員がおっしゃるとおりに、現状では、(1)医師、(2)学識経験のある者、(3)小中学校及び特別支援学校の校長、(4)幼稚園及び保育園の園長とございます中で、(2)を新たにつけ加えるものでございますので、現状では、ここに掲げられている児童及び生徒の発達及び心理に関して知識経験のある者につきましては、委員としては委嘱されておられません。

今回、ここで新たに追加をする方につきましては、委嘱するということになります。

大山委員 もう1つ確認なのですが、(5)に認定こども園の園長というのが追加され、それと、今までの従来の幼稚園、保育所の長とありますけれども、これは今回新たに選ぶということではなくて、また次の委員の交代のときに選ぶということですか。これは議案26号のところも共通のことなのですが、いかがでございましょう。

齋藤学校教育課担当課長 新たに、この認定こども園が開設をされるということで、就学前の所属の園が増えるということで、ここに記載をさせていただきましたので、次年度検討をして、委員の方を選ばせていただくことで考えております。

大山委員 もう1つ、これは語句のことなのですが、議案26号の審査委員のところ、保育所の長の代表という語句が、保育所の長になっていて、こちらの就学指導委員会規則でも、保育所の長になっています。ほかの、保育園関係の言い回しで、こういった統一というのは図られているのでしょうか。その都度、条例の変更に伴って内容を吟味することでしょうか。今回の保育所の長というのは、すっきりしてわかりやすいのですが。

齋藤学校教育課担当課長 委員のおっしゃるとおり、統一をさせていただいたということ
でございます。

大山委員 ほかの条例ではいかがでしょう。

齋藤学校教育課担当課長 統一されております。

大山委員 わかりました。

田中委員 この規則の中では、人数とかは定められていないのですけれども、今までの委員の方に追加する形で、こういう経験のある人とか、認定こども園の方が入ってくるという中で、その都度、人数というのは変わってくるのでしょうか。

齋藤学校教育課担当課長 就学指導委員会の委員につきましては、定数20人以内ということになっておりまして、現在14名なのですけれども、そこに新たに加えさせていただくということです。

鈴木教育総務室長 若干、補足をさせていただきます。この就学指導委員会を位置づけている、附属機関の設置に関する条例では、相模原市就学指導委員会の定数は20人以内という定めがございますが、今、担当課長がご説明を申し上げたとおり、現行は14人でやっております。

永井委員長 他に質疑、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、これより採決を行います。

議案第27号、相模原市就学指導委員会規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第27号は可決されました。

相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事について

永井委員長 次に、日程6、議案第28号、相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事についてを議題といたします。

なお、本議案は、大山委員の一身上に関する事案ですが、引き続き大山委員に出席していただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 それでは、引き続き大山委員に出席していただくことにいたします。

提案理由の説明を求めます。

大貫教育環境部長 議案第28号、相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事についてご説明を申し上げます。

本議案は、相模原市立小中学校結核対策委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するため提案いたすものでございます。

はじめに、結核対策委員会の概要についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、3枚目の参考資料をご覧いただきたいと存じます。

本委員会は、附属機関の設置に関する条例に基づき、平成24年度から設置されたもので、1にございますとおり、児童生徒の結核の予防、早期の発見等を図り、学校における結核の蔓延防止等を図ることを目的に行っている結核検診の各学校医の判断及び精密検査結果について審議していただくものでございます。

構成員につきましては、2に掲げた選出区分に基づき、各団体等に推薦を依頼し、現在12名の委員を委嘱しております。

なお、任期につきましては、1年でございます。

今年度の開催状況につきましては、3にございますとおり、昨年7月24日に開催しております。

議案にお戻りいただきたいと存じます。

委嘱する委員でございますが、相模原市医師会から推薦を受けました医師といたしまして、緒方昌平氏、小林信一氏、川村芳弘氏及び原田工氏を、市立小中学校の学校医といたしまして、大山宜秀氏及び山口雅之氏を、結核に関し専門的知識を有する医師といたしまして、市の感染症審査協議会委員でございます益田典幸氏を委嘱するものでございます。また、保健所長といたしまして、鈴木仁一氏を、市立小中学校の校長といたしまして、林則久氏及び矢澤真司氏を、市立小中学校の養護教諭といたしまして、中島久子氏及び神農リエ氏を委嘱するものでございます。

任期は、本年の4月1日から平成28年3月31日までの1年間でございます。

なお、新任、再任につきましては、2枚目の関係資料をご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第28号、相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いをいたします。

福田委員 細かいことですが、任期のことなのですが、2年というのが通例、多いように思うのですが、1年となっているのは、校長先生等の配置とかを勘案してのことなのでしょうか。1年というのは短い期間なので、それについて特別な理由があるのだったらお答えいただきたいのですが。

萩原学校保健課長 それにつきましては、どうしても2年ということではなくて、先ほどもありました附属機関の設置に関する条例の中でも、この前に審議いただいた就学指導委員会につきましても1年ということがございまして、特にどうしても1年でなくてはいけないということはないとは考えておりますが、そういう定めをしているという状況でございます。

福田委員 再任される方が多いようですが、1年ごとに委嘱をすることが、少し煩わしくないのかなと思います。任期を2年にしてもよいのであれば、そういうことを今後ご検討いただければと思います。

永井委員長 ほかに質疑、ご意見等はございませんか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、これより採決を行います。

議案第28号、相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第28号は可決されました。

相模原市立公民館長の人事について

永井委員長 次に、日程7、議案第29号、相模原市立公民館長の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山生涯学習部長 議案第29号、相模原市立公民館長の人事につきましてご説明を申し上げます。

本議案は、相模原市立公民館長の任期満了に伴いまして、後任館長の任命をいたしたく提案するものでございます。

現在31名の公民館長のうち、15名が平成27年4月30日をもちまして任期満了となります。

1の委嘱でございますが、今回委嘱いたします15名の公民館長でございます。新任の方が4名、2期目の方が5名、3期目の方が6名という状況になってございます。

2の任期でございますが、平成27年5月1日から平成30年4月30日までの3年間でございます。

いずれの方々も、社会教育に造詣が深く、公民館運営に熱心に取り組まれている方々でございまして、それぞれの公民館運営協議会からご推薦をいただいたものでございます。

大変恐れ入りますが、2枚目の裏面をご覧いただきたいと存じます。

議案第29号参考資料でございます。こちらでそれぞれの方をご紹介させていただきたいと思っております。

まずはじめに、大沢公民館館長、萩原偉史氏は、再任で2期目でございます。

上溝公民館館長、田中正志氏は、再任で3期目でございます。

橋本公民館館長、田中勝年氏は、再任で3期目でございます。

相原公民館館長、藤嶋直司氏は、新任でございます。藤嶋氏は、相模原市立相武台小学校教頭を退職後、現在は相原地区青少年健全育成協議会会長として活動されているところでございます。

小山公民館館長、永富多美子氏は、再任で2期目でございます。

大野南公民館館長、井口義春氏は、再任で2期目でございます。

新磯公民館館長、幟川泰夫氏は、新任でございます。幟川氏は、元大和市職員で、市役所を退職後、現在は相模の大風文化保存会の副会長として活動されているところでございます。

麻溝公民館館長、桐戸初生氏は、再任で2期目でございます。

田名公民館館長、和田守弘氏は、再任で3期目となっております。

大野北公民館館長、座間千代子氏は、再任で3期目でございます。

大野中公民館館長、小方武雄氏は、新任でございます。小方氏は、元神奈川県職員で、県庁を退職後、平成19年3月まで財団法人神奈川県都市整備技術センター理事長でございました。

次に、星が丘公民館館長、奥山憲雄氏は、再任で3期目となっております。

清新公民館館長、佐藤彰夫氏は、再任で2期目でございます。

中央公民館館長、山田光一氏は、新任でございます。山田氏は、相模原市立横山小学校校長を退職後、平成25年4月まで相模原市立富士見こどもセンター館長でご活躍されて

おりました。

相模台公民館館長、山内靖弘氏は、再任で3期目でございます。

以上で、議案第29号、相模原市立公民館長の人事についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いをいたします。

福田委員 先ほどと同様の確認なのですが、この館長については3年が1期ということになりますよね。特に何期までとか、そういう定めはないと考えてよろしいわけですね。

小森生涯学習課長 特に条例とか規則で定めてはおりませんが、あまり長期にわたることにならないように、3期9年を限度とするというような形で決めております。これは公民館長のご了解の上、やはり皆さん3期くらいがいいところではないかというようなことで、そういうような状態になっております。

永井委員長 他に質疑、ご意見等はございませんか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、これより採決を行います。

議案第29号、相模原市立公民館長の人事についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第29号は可決されました。

相模原市スポーツ推薦委員の人事について

永井委員長 次に、日程8、議案第30号、相模原市スポーツ推進委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山生涯学習部長 議案第30号、相模原市スポーツ推進委員の人事についてご説明を申し上げます。

スポーツ推進委員につきましては、本年3月31日をもちまして、2年間の任期が満了となりますことから、後任の委員を本年4月1日から2年間、スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づきまして委嘱するため、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等

に関する規則第2条第1項第12号の規定によりまして、提案をするものでございます。

スポーツ推進委員は、本市のスポーツ振興に深い理解を持って、委員として熱心に活動いただける方で、かつ70歳定年を規定していますことから、平成27年3月31日現在で68歳未満の方を、市内公民館長等からご推薦いただいているところでございます。

スポーツ推進委員の定数は、現在253名で、そのうち、今回委嘱する方々について、1ページから15ページに記載をしてございますが、226名でございます。内訳といたしましては、新任の方が46名、再任の方が179名、元務められていた方が1名となっているものでございます。

任期につきましては、平成27年4月1日から平成29年3月31日までとなるものでございます。

なお、定数に対しまして、27名の欠員が生じておりますが、引き続き公民館におきまして、人選にご尽力をいただいているところでございます。

また、各地区の定数のあり方につきましては、旧市におきましては8名を基本とする一方で、区域の広い津久井地域におきましては15名を基本としていますほか、地域の状況などによりまして、1名から2名を増員し、対応しているところでございます。

以上で、議案第30号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願いを申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いをいたします。

福田委員 確認ですけれども、定数については、ご説明の中で、区域が基本になっているということですが、人口ではなくて、区域の広さによるもので決められたと理解してよろしいわけですね。

菊地原スポーツ課長 お手元の参考資料としてつけさせていただいた一覧表がございますので、そちらに定数を記載させていただいておりますが、基本的には、旧市内については8名を定数としているところでございまして、ただ、合併しました津久井地域は、区域が広くて、それぞれ今までの歴史の中で区域が広い上に、公民館というよりは、大字単位で単位活動をしてきたような経過もございますものですから、このような形で今のところ定数を増やしているという状況にございます。

福田委員 わかりました。

永井委員長 ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、これより採決を行います。

議案第30号、相模原市スポーツ推進委員の人事についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第30号は可決されました。

では、ここで今後の会議予定日を確認いたします。4月の定例会につきましては、4月17日金曜日、午後2時30分から教育委員会室で開催する予定です。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それでは、4月定例会は、4月17日金曜日、午後2時30分からの開催予定といたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、臨時会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

閉 会

午後3時28分 閉会